

食安輸発1219第1号
平成26年12月19日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産青とうがらし及びその加工品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号(最終改正:平成26年12月12日付け食安輸発1212第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、韓国産生鮮青とうがらしから基準値を超えるジフェノコナゾールを検出したことから、同通知の別表1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。